

議事要旨(4)-③ 金融商品専門委員会における検討状況（その他）について

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）から、「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下「検討状況の整理」という。）に対するコメントへの専門委員会での審議状況について説明がなされた後、本日は「取引価格が公正価値と著しく異なる場合の会計処理」の論点について審議いただきたい旨の説明がなされた。引き続き、板橋シニア・プロジェクトマネージャーより、本論点については金融資産と金融負債をまとめて検討するとしてうえて、審議事項(4)-③-2に基づき、コメント対応の方向性（案）について具体的な説明がなされた。

説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ある委員から、金融機関の実務のように、売買目的による金融商品の評価が日常的であれば、プライシング自体が収益の源泉となるので、初日の損益を認識することが実務にも馴染むと考えられるものの、金融機関以外の企業や金融資産の保有目的が必ずしも売買目的に限らないことを勘案すれば、取引の実態に応じて処理するという【案1】の対応案が妥当と考えられるとの意見があった。
- ある委員から、取引価格と公正価値に著しい差があることが明らかである場合という限定した言い方をしている事務局の意図について確認が求められた。これに対し事務局からは、公正価値を算出する際に評価技法を用いる場合、価格が1つの数値に決定されるというよりは、インプットの違い等により複数の可能性の中で価格が決定されることが考えられるが、取引価格と公正価値との差額を限定する場合、重要性がないような差額については詳細な取扱いはいらないのではないかとの考えから、実務上の取扱いに配慮して「著しい」という表現を用いた旨の回答がなされた。さらに同委員からは、「著しい」と「重要性」の考え方について、実務に混乱を招かないような工夫が必要であるとの意見があり、事務局からは書き振りについて検討する旨の回答がなされた。また、別の委員から、企業では、公正価値でない価格で取引を行う場合、決裁等で事情が明確にされている場合が多いと考えられるので、実態に即して処理を行えば問題はないと考えられる旨の意見があった。
- ある委員から、本論点における公正価値とは、ASBJで基準開発を検討中の公正価値をイメージしたものでよいかの確認が求められた。これに対し事務局からは、現状では金融商品に関する会計基準や金融商品会計に関する実務指針で定義されている時価がベースとなるが、ASBJで検討中の公正価値とは整合性をとったものであると考えているとの回答がなされた。

以 上